



土 監 発 第 6 1 号
令和 7 年 6 月 1 3 日

土浦市長 安 藤 真理子 殿
土浦市議会議長 島 岡 宏 明 殿
土浦市交通安全母の会
会 長 吉 江 静 江 殿

土浦市監査委員

市 原 和 弘



令和 7 年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定による令和 7 年度財政援助団体等監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。

令和 7 年度財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

第 2 監査の対象

令和 2 年度から令和 6 年度において、市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行のうち、下表の団体に対する補助金に係るもの。

令和 2 年度

団体名	所管部課名	補助金	金 額
土浦市交通安全母の会	生活安全課	交付額	400,000円
		返還額	368,100円
		補助金額	31,900円

令和 3 年度

団体名	所管部課名	補助金	金 額
土浦市交通安全母の会	生活安全課	交付額	400,000円
		返還額	273,512円
		補助金額	126,488円

令和 4 年度

団体名	所管部課名	補助金	金 額
土浦市交通安全母の会	生活安全課	交付額	400,000円
		返還額	141,704円
		補助金額	258,296円

令和 5 年度

団体名	所管部課名	補助金	金 額
土浦市交通安全母の会	生活安全課	交付額	400,000円
		返還額	158,737円
		補助金額	241,263円

令和 6 年度

団体名	所管部課名	補助金	金 額
土浦市交通安全母の会	生活安全課	交付額	400,000円
		返還額	0円
		補助金額	400,000円

第 3 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施に当たり、監査の着眼点（評価項目）を次のとおり設定した。

1 団体に関する事項

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。
- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (8) 精算報告は適正に行われているか。
- (9) 精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- (10) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- (11) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (12) 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- (13) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

2 市所管部課に関する事項

- (1) 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要項等は適正に整備されているか。
- (3) 財政的援助が既得権益化しているものはないか。
- (4) 随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- (5) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- (6) 公益上の必要性は十分か。
- (7) 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。
- (8) 貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- (9) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (10) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (11) 補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (12) 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- (13) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- (14) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (15) 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- (16) 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- (17) 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。

- (18) 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。
 (19) 行われている場合、その内容や理由は妥当か。

第4 監査の主な実施内容

土浦市監査基準に準拠し、監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、監査の着眼点（評価項目）に基づき関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該団体職員及び市所管部課職員へのヒアリングを実施した。

本監査においては、対象団体職員及び市所管部課の出席を求め、提出資料に基づき当該団体の事務局長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

	日程	場所
事前監査	令和7年5月12日（月）	土浦市役所監査委員室
本監査	令和7年5月23日（金）	土浦市役所監査委員室

第6 監査の結果

監査の対象となった当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、一部の事項を除き、おおむね適正に当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

今後も、現金、預金通帳、銀行印（印章）等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）については、次のとおりである。

また、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

指摘事項

(1) 土浦市交通安全母の会の会計処理について。	生活安全課から、土浦市交通安全母の会（以下「母の会」という。）へ活動促進事業費として入金された補助金について、印刷費へ計上すべきところ他の事業へ誤って計上されていた事項があった。 本来、勘定科目の誤謬は、母の会の決算報告及び補助金の確定業務にも影響を及ぼすので、修正再表示されることになるが、重要性の判断に基づき、当該印刷費はいずれも土浦市交通安全母の会活動促進事業と認められるので、修正を求めるまでもない。 しかしながら、補助対象経費については母の会からの補助金申請や確定時に生活安全課は明確に記録するよう指導すべきである。
--------------------------	--

(2) コロナ禍において補助事業の開催が難しいのにも関わらず、前年踏襲的予算組みをしていたことについて。	令和2年度から令和4年度まで毎年、補助対象経費として40万円申請され、その内訳は毎年4つの事業に10万円ずつ振り分けているが、補助金は、市民から徴収する貴重な血税が財源であり、また、財政的援助であるため、まず、補助事業者である母の会が自らの事業の予算を精査し、その事業に係る自主財源の収入等をその事業の経費に充て、それでも不足する額を補助金で補うのが原則であるので、母の会自身が会員を増やす等の自主財源を作る努力をし、その自主財源から支出したうえで市の補助金を交通安全の啓発活動事業に充当すべきである。
(3) 補助金交付申請書及び補助金交付決定において、補助対象経費が明確でないことについて。	効率的及び効果的に補助事業を支援するために、補助対象経費を定め、補助の目的を達成するために必要な経費を的確に積算する必要があるが、母の会が行った総会事業のうち、土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金（以下「本件補助金」という。）の交付目的である、「交通安全運動における啓発活動やチャイルドシート及びシートベルトの着用促進、飲酒・無免許運転の追放などを推進するほか、地域における交通安全活動を積極的に促進し、交通事故防止を図る」ための事業費に要する経費及び使用方法について生活安全課が再確認したところ、その目的に合致を見い出すことができない支出があった。その内容に付き、令和4年度総会事業費費用弁償費の内1,623円及び令和5年度総会開催費用の内53,052円であり、現に返還を母の会に対して求めているということであるが、当該額の補助金の交付決定を取消し、交付規則第17条第2項に規定する加算金の措置をすべきである。 また、その他の補助金充当事業について、同様の状況となっていないか監査委員が確認したが、今後、生活安全課は母の会に対して適正な決算報告を行うよう指導するとともに、今回の補助金返還の原因は、生活安全課職員による確認や指導が不十分なことにありと考えることから、会計帳簿等の写しの提出や有効な現地調査の方法を検討するほか、日常的なチェックについても徹底し、補助金の適正な執行を確保するよう努められたい。

第7 監査委員の意見

監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものについては、次のとおりである。

補助金申請時の事業の名称と確定時の名称が異なっていることについて、申請時の事業名称は主な事業名の列挙であり、申請時に資料として添付された事業計画書の内容に確定された事業も含まれているとのことであるが、実施した事業がどの事業に該当するか市民に誤解されることないよう明記されたい。